

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
風致地区内の建築等の規制に関する条例（昭和45年3月27日条例第19号）第4条第1項	風致地区内における建築物の建築等の許可	公園みどり課

標準処理期間は、10日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。